

○下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱

令和6年5月23日下郷町告示第18号

下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下郷町空き家・空き地バンクの利用促進及び空き家の有効活用による下郷町への定住促進を図るため、空き家の改修等に要する費用に対し、下郷町補助金等の交付等に関する規則（昭和53年下郷町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から町内へ住民票を異動し、生活する者をいう。
- (2) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する家屋で、生活するために必要な居室、台所、便所及び浴室を備える一戸建てをいう。ただし、併用住宅にあつては、延床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものをいう。
- (4) 登録空き家 下郷町空き家・空き地バンク実施要綱（令和2年下郷町告示第4号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項の規定により登録された住宅をいう。
- (5) 空き家バンク利用者 実施要綱第8条第2項の規定により利用者台帳に登録された者をいう。
- (6) 取得 自己の居住用に供するため、町内の登録空き家を売買契約（以下「契約」という。）により取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。
- (7) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (8) 町税等 本町において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税及び本町へ転入する前の所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。
- (9) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 交付申請日において、18歳以下（18歳に達した日以後の最初の4月1日を経過した者を除く。）で就労していない者
  - イ 交付申請日において、妊娠中の子（妊娠が母子健康手帳で確認でき、かつ、出生以降に同居するものに限る。）
- (10) 子育て世帯 交付申請日において、子どもと同居している世帯をいう。
- (11) 新婚世帯 交付申請日において、婚姻の届出が受理された日から起算して5年

以内で、双方のいずれかが 39 歳以下の世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に定住の意志を持ち、かつ、登録空き家を改修する空き家バンク利用者であって、次のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 県外移住者
- (2) 子育て世帯
- (3) 新婚世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな  
いものとする。

- (1) 3 親等内の親族間での登録空き家の売買に係る場合
- (2) 交付申請日において、本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員（以下「同一世帯員等」という。）が納期限の到来している町税等に滞納がある場合
- (3) 同一世帯員等に次に該当する者がいる場合
  - ア この要綱に基づく補助金を交付されたことがある者
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者

(補助の要件)

第 4 条 本事業における補助金交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定日以後に改修に着手し、当該交付年度内に完了すること。
- (2) 改修した登録空き家に、交付申請日の属する年度の 3 月 31 日までに居住し、かつ、事業完了日の属する年度の翌年度から 3 年間以上継続して定住すること。
- (3) 改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、生活するために必要な居室、台所、便所及び浴室を備えていること。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合する建築物であること（改修後に適合することとなる建築物を含む。）。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が自ら居住するために必要となる登録空き家の改修に要する経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 調査、設計及び工事監理に要する経費
- (2) 空き家の増築工事に要する経費
- (3) 改修工事に直接関係のない門、塀、造園等の外構工事に要する経費
- (4) 車庫、物置、倉庫等の設置及び改修等に要する経費
- (5) 併用住宅の場合、住宅部分以外の改修に要する経費
- (6) 合併浄化槽の設置等に要する経費

- (7) 太陽光発電システム設置に要する経費
- (8) その他町長が補助金の交付が適当でないとする改修等に要する経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた得た額（1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）又は、75万円のいずれか少ない額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、登録空き家の取得日から1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 現住所の住民票の写し（世帯全員分）
- (3) 改修に要する費用の詳細な見積書の写し
- (4) 改修箇所を明記した平面図
- (5) 現況等が確認できる写真
- (6) 売買契約書
- (7) 母子健康手帳の写し（第3条第1項第2号に規定する子育て世帯に該当し、かつ、妊娠中の場合に限る。）
- (8) 婚姻後の戸籍謄本の写し（第3条第1項第3号に規定する新婚世帯に該当する場合に限る。）
- (9) 他の制度を併用して申請する場合は、当該制度の申請書の写し
- (10) 市区町村発行の直近1年間の納税証明書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、速やかに下郷町空き家対策総合支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）に変更に関する関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について承認をしたときは下郷町空き家対策総合支援事業補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了日から起算して 14 日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、下郷町空き家対策総合支援事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し（全部記載のもの）
- (2) 改修に係る契約書及び領収書（明細書を含む。）の写し
- (3) 改修を行った箇所を明記した平面図
- (4) 改修内容が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により、交付決定者に通知するものとする。  
（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。  
（交付決定の取消し及び返還）

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合
- (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から 3 年以内に対象物件を取り壊したとき、又は売却したとき。
- (4) 事業完了日の属する年度の翌年度から 3 年以内に登録空き家に定住しなくなったとき。ただし、療養、就職若しくは進学により転出するとき、又は死亡したときは、この限りでない。
- (5) 町税等の滞納が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の取消しを決定したときは、下郷町空き家対策総合支援事業補助金交付取消通知書（様式第 9 号）により、交付決定者に通知するものとする。  
（補助金の返還）

第 14 条 町長は、規則第 17 条の規定により返還を命ずるときは、下郷町空き家対策総合支援事業補助金返還命令書（様式第 10 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 この補助金の交付を受けた者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(町内事業者の活用)

第 16 条 交付決定者は、本事業による登録空き家の改修を、町内に本店、営業所等を有する事業者に発注するよう努めなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1以降に登録空き家を購入した者について適用する。